



平成 28 年 10 月 7 日

各位

会 社 名 株式会社ジェイテクト
代 表 者 名 取締役社長 安形 哲夫
(コード番号 6473)
問 合 せ 先 広報部長 安藤 健二
(電話番号 052-527-1915)

米国集団訴訟の一部和解に関するお知らせ

当社及び当社の米国の一部子会社は、米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所において集団訴訟を提起されておりましたが、下記のとおり、平成28年10月6日（米国時間）付けで一部原告との間で和解に合意しましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社及び当社の米国の一部子会社は、ベアリング（軸受）等の取引に関する競争を制限したとして、2012年8月以降、米国で損害賠償、対象行為の差止め等を請求する集団民事訴訟を提起されておりました。

この訴訟は、ミシガン州東部地区連邦地方裁判所において審理されておりましたが、この度、原告の一部である自動車ディーラー及び最終購入者と交渉した結果、和解合意に至りました。

なお、本件和解につきましては、今後、米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所の承認が必要となります。

2. 和解の相手方

自動車ディーラー及び車両の最終購入者

3. 和解金

62.5百万米ドル（約64億円）

4. 今後の見通し

本件の和解金支払による業績予想への影響につきましては現在精査中であり、業績予想の修正が必要と判断される場合には速やかに公表いたします。なお、本件訴訟のその他の原告との間では、訴訟を継続してまいります。

本件訴訟につきましては、米国司法省による調査の対象となった平成23年7月以前の行為に基づくものであり、その後、新たな違反が疑われる行為が判明したものではありません。しかしながら、株主様、お取引先様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。当社は、今後とも、再発防止に向けたコンプライアンス徹底の取組みを継続し、信頼回復に向け一層の努力をしてまいります。

以上